改定案

栃木県食品ロス削減推進計画

［令和３（2021）年度～令和 12（2030）年度］

TOCHIGI・NO・FOOD・LOSS・ACTION

「もったいない」を、
ひとつずつ。

栃木県

目　　次

第１章　はじめに・・・

第１章　はじめに

１　計画策定の趣旨

世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する一方で、食料の多くを輸入に依存している日本では、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品である「食品ロス」が大量に発生しています。

食品ロスの問題については、貧困や地球温暖化等、多方面に影響を及ぼす問題として、世界でも解決すべき重要な課題と捉えられています。そのような中、平成 27（2015）年には、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、食品ロスの削減についても言及されています。

本県においては、平成 29（2017）年 12 月に庁内ワーキンググループを設置して、部局横断的な取組を推進する中で、令和元（2019）年度には家庭系食品ロス、令和２（2020）年度には事業系食品ロスに関する実態調査を行い、現状の把握を進めてきました。

そのような中、国は令和元（2019）年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「法律」という。）」を施行し、令和２（2020）年３月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）」を閣議決定しました。

法律において、地方公共団体は基本方針の内容を踏まえた食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。食品ロス削減のためには、本県の食品ロス発生の特性を踏まえ、消費者教育や廃棄物処理、産業、地域づくりの観点から、総合的に取組を推進していくことが重要であることから、令和３（2021）年 10 月に栃木県食品ロス削減推進計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

また、令和７（2025）年３月に基本方針が変更され、事業系食品ロスの削減目標の見直しのほか、近年の社会情勢や新たな知見を踏まえた施策が盛り込まれたことに加え、本県においても食品ロスの削減目標を達成していることから、本計画の見直しを行いました。

食品ロス削減シンボルマーク・キャッチコピー

シンボルマークは、餃子やいちご、ニラ、トマト、アユ、ブルーベリーなどの本県の特産品を、誠実さをイメージしたハートの形にあしらい、本県の県民性と県民一人ひとりの食品ロスに対する取組を表現しています。

また、キャッチコピーは、日常の食品ロスが発生する場面で「もったいない」という気持ちが起こるたび、「一つずつコツコツと取り組めることから取り組んでみよう」と感じていただくことを意図しています。

県内一丸となって食品ロス削減に取り組んでいくよう、県や市町、そして食品関連事業者が、これらを活用した普及啓発を展開していきます。

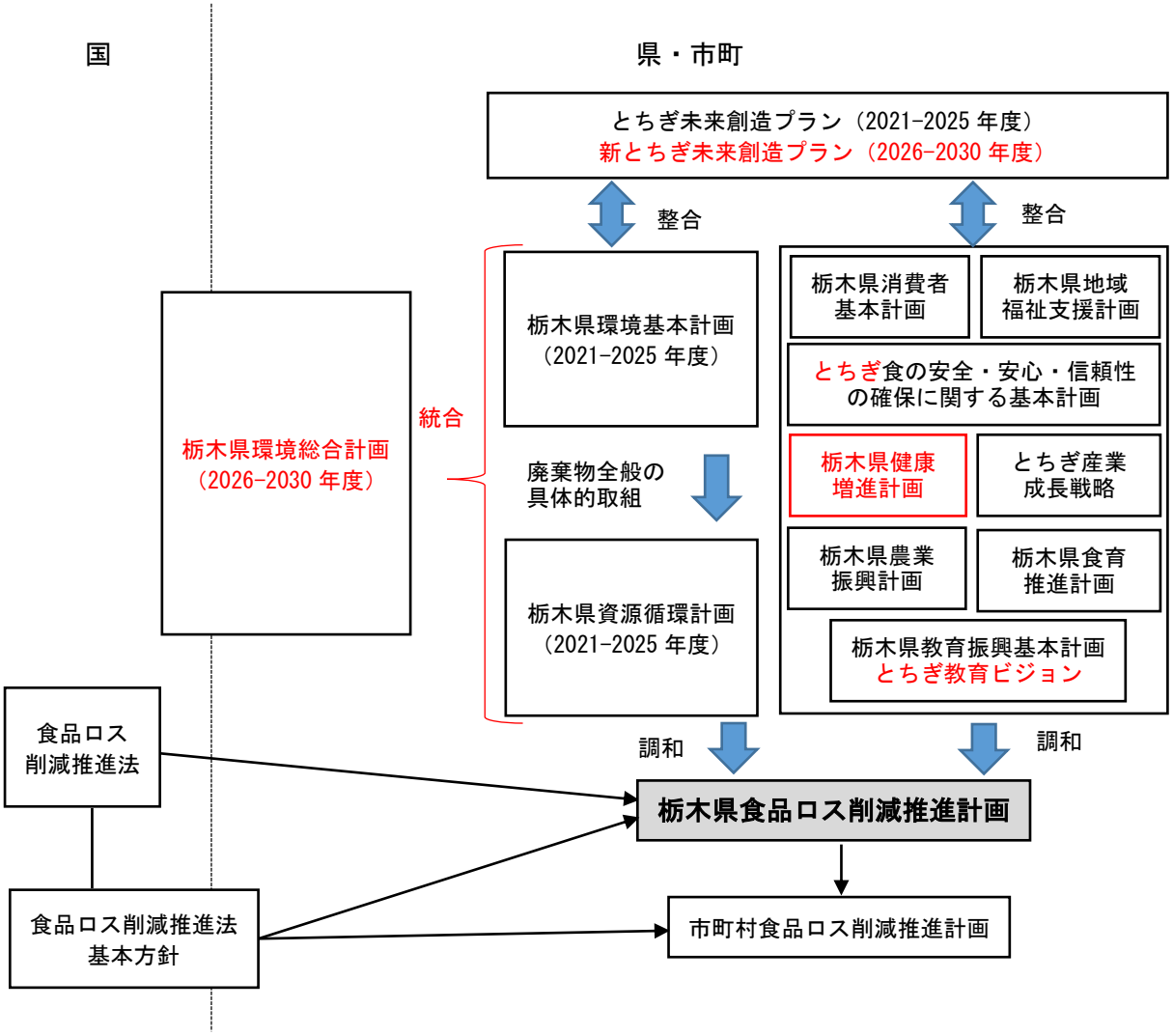


2　計画の位置付け

○　本計画は、法律第 12 条に定める都道府県食品ロス削減推進計画です。

○　法律に基づく基本的方針の内容を踏まえて、本県の食品ロス削減に資する施策の方向性を定める実行計画として位置付けられるものです。

○　施策の実施に当たっては、栃木県環境総合計画等の関連する既存計画との調和と整合性を確保するものとします。



3　計画期間

この計画は、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 か年を計画期間とします。

第２章　食品ロスを取り巻く情勢

１　食品ロスに対する関心の高まり

⑴　持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

○　先進国、開発途上国を問わず「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を 2015 年国連サミットにおいて全会一致で採択しました。

○　同アジェンダの中核となる「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」は、17 の目標（ゴール）と 169 の行動目標（ターゲット）から構成されて、その中に食料の損失や廃棄の削減に関する国際目標が設定されています。

○　日本においては、平成 28（2016）年にＳＤＧｓ推進本部を設置し、「持続可能で強靭、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンを掲げ、中長期戦略である「ＳＤＧｓ実施指針」を策定し、８つの優先課題と主要原則を提示しました。

○　また、この指針を基に、全省庁による具体的な施策を盛り込んだ「ＳＤＧｓアクションプラン」を毎年策定し、国内における実施と国際協力の両面でＳＤＧｓを推進しています。





食品ロスに関連する目標（ゴール）：12 持続可能な生産消費形態を確保する
ターゲット 12.3
　小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。
ターゲット 12.5
　廃棄物の発生防止、削減、再生利用、再利用により廃棄物の発生を大幅に削減させる。

⑵　2019 年Ｇ20 大阪サミットにおける宣言

○　首脳会合では、「世界経済、貿易・投資」、「イノベーション（デジタル経済・AI）」、「格差への対処、包摂的かつ持続可能な世界」、「気候変動・環境・エネルギー」を主要テーマとして議論しました。

○　その成果として、「大阪首脳宣言」を採択し、自由貿易の推進、イノベーションを通じた世界の経済成長の牽引と格差への対処、環境・地球規模課題への貢献、ＳＤＧｓ主要課題についてG20 首脳のコミットメントを再確認しました。

○　宣言の中では、「食料安全保障を達成し、栄養状況を改善するためには、農業生産性を高め、食料の損失・廃棄の削減を含め流通を効率的に行う必要がある」とされています。

○　また、関係閣僚会合において、農業や環境、経済、労働等の各分野について議論し、大臣宣言の採択や閣僚声明を実施しました。

○　新潟農業大臣宣言においては、「増加する世界人口を養うため、資源の持続可能性を確保しつつ、生産性の向上を目指す」とともに、「フードバリューチェーン全体に渡る食料の損失・廃棄の削減に主導的役割を担うべく努力していく」とされています。

○　持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合閣僚声明においては、「気候変動、持続可能な消費と生産等主要な問題や課題への早急な対処の重要性を認識」し、「食品ロス及び食品廃棄物削減に向けた行動を加速」すること、「あらゆる種類の排出物を削減する可能性において、資源効率性及び循環経済に関する政策の経済的・資源的便益を認識・追求」すると発表しています。

○　このように、G20 全体をとおして、食品廃棄の減少は重要な柱に位置付けられています。

2　食品ロスを取り巻く国内外の現状

⑴　世界の現状

○　世界では、年間の食料廃棄量が約 13 億ｔ（年間生産量の約 1/3）に上る一方で[1]、飢えや栄養失調に苦しむ人々は約 6.7 億人存在すると推計[2]されています。

○　また、食料の生産から加工、流通を経て消費されるまでの間の温室効果ガスの排出量は、世界全体の約 21～37％を占めるとされています[3]。廃棄された食品の処理に際しても二酸化炭素が排出されており、食料部門が環境に及ぼす影響は少なくありません。

⑵　国内の現状

○　日本のカロリーベース食料自給率は 38％と[4]、先進国の中でも最低水準になっている一方、年間約 472 万ｔの食品ロスが発生しています。

○　家計において食費は消費支出の約 1/4 と大きな割合を占めていますが[5]、購入したもののうちまだ食べられる食品が廃棄されているのが現状であり、家計負担の無駄が生じています。

○　一方で、貧困率は 15.0％となっており、６人に１人が貧困の状態[6]にあります。

○　食品ロスの多くは一般廃棄物に該当しますが、国内の市町村における一般廃棄物処理に関する年間経費は、約 2.5 兆円に及びます[7]。

[1] 国際連合食糧農業機関（FAO）（2011）「世界の食料ロスと食料廃棄」
[2] Food and Agriculture Organization（2025）, THE STATE OF FOOD SECURITY AND NUTRITION IN THE WORLD（2025）
[3] IPCC (2019),Climate Change and Land
[4] 農林水産省（2025）「食料需給表 令和 6 年度」
[5] 総務省（2024）「家計調査 2024 年（令和 6 年）」
[6] 厚生労働省（2025）「2025 年 国民生活基礎調査」
[7] 環境省（2025）「一般廃棄物の排出及び処理状況等（令和 6 年度）について」

3　国における食品ロス削減に向けた目標と推進体制

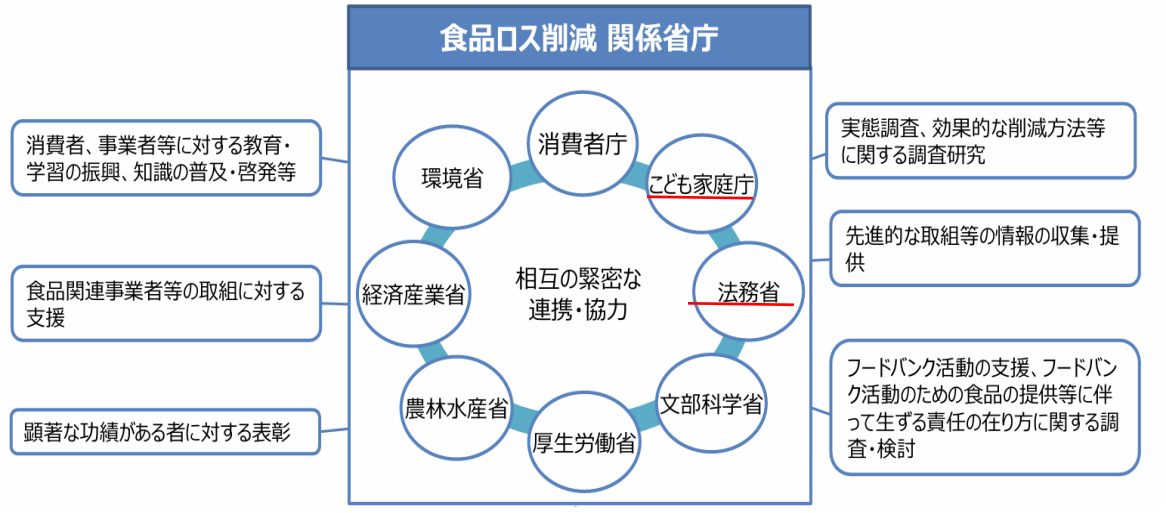
○　国は、ＳＤＧｓを踏まえ、家庭系・事業系の食品ロスをいずれも令和 12（2030）年度までに平成 12（2000）年度比で半減させる目標を設定していました。しかし、事業系については、令和４（2022）年度に当該目標を８年前倒しで達成したことから、新たな削減目標として、令和 12（2030）年度までに平成 12（2000）年度比 60%減を設定しています。一方、家庭系については、目標達成まであと 20 万トンの削減が必要です。[8]

○　また、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を 80%とするとしています[8]。

	基準値：H12 年度	現状値：R4 年度	目標値：R12 年度 （現状値からの削減率）
家庭系食品ロス	433 万 t	236 万 t	216 万 t（▲8 %）
事業系食品ロス	547 万 t	236 万 t	219 万 t（▲7 %）
合計	980 万 t	472 万 t	435 万 t（▲8 %）

○　さらに、法律に基づき、食品ロス削減の推進の意義や基本的な方向、推進の内容等の重要事項を定める基本的方針を策定しました。これは、国及び地方公共団体の施策のほか、事業者や消費者の取組の指針ともなるものとしています。

○　また、食品ロス削減に関連する施策の一層の推進に向けて、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ実効的な推進を図るため、「食品ロス削減に関する関係省庁会議」を設置しました。



出典：食品ロス削減関係参考資料（令和８年６月 30 日版）（消費者庁）

[8] 消費者庁「食品ロス削減関係参考資料（令和８年６月 30 日版）」

第３章　食品ロスに関する現状と課題

１　食品ロスの発生要因

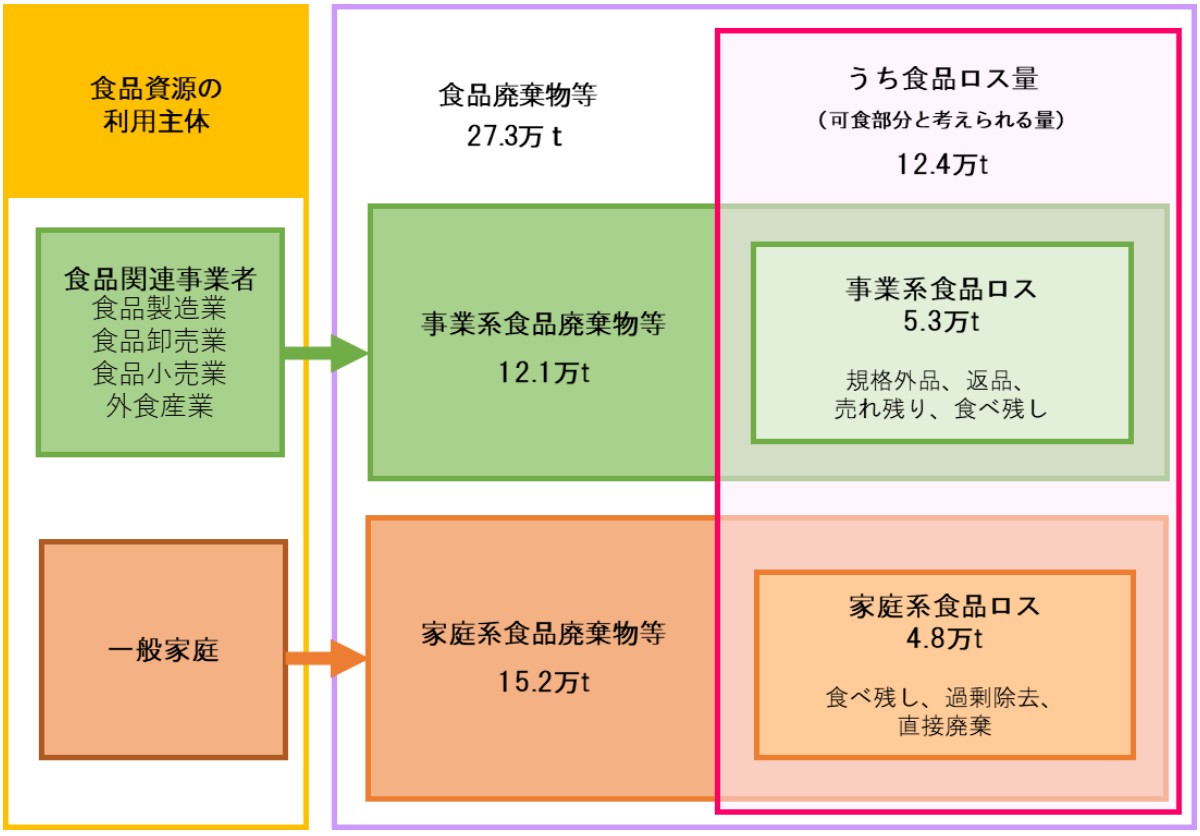
○　食品ロスとは、「本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品」のことを言います。

○　一方、食品廃棄物には、食品ロスのほか、魚・肉の骨等の食べられない部分が含まれます。

○　事業者から発生する食品ロスの要因としては、主に製造・流通・調理の過程で発生する規格外品や返品、売れ残り、食べ残しが考えられます。

○　家庭から発生する食品ロスについては、食卓にのぼったが食べられずに廃棄される食べ残し、賞味期限切れ等により手つかずのまま廃棄される直接廃棄、厚くむきすぎた野菜の皮等の過剰除去が挙げられます。

○　なお、本県の平成 30（2018）年度における食品廃棄物と食品ロスの発生状況を概念的に示すと、下図のとおりとなります。



令和２年度事業系食品ロス実態調査、令和元年度家庭系食品ロス実態調査、食品リサイクル法に基づく定期報告の結果（平成 30 年度実績）（農林水産省）、平成 29 年度食品循環資源の再生利用等実態調査（農林水産省）ほか

2　食品廃棄物及び食品ロスの発生量（H30（2018）年度推計値）

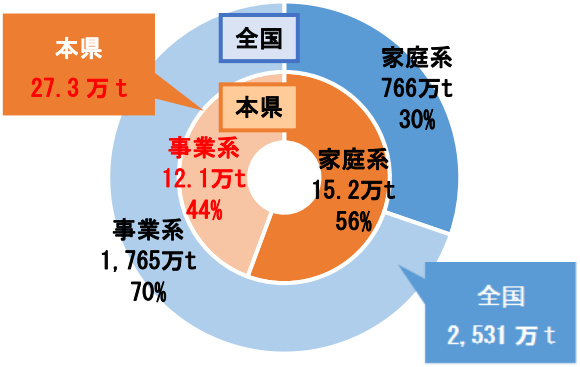
⑴　食品廃棄物の発生量

○　全国の食品廃棄物発生量は 2,531 万ｔ、本県の発生量は 27.3 万ｔです。

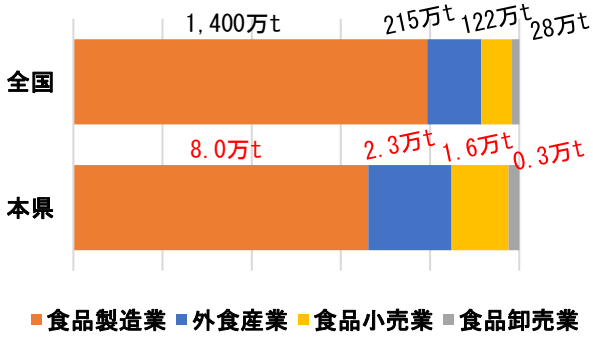
○　全国では事業系食品廃棄物発生量が家庭系食品廃棄物発生量を上回っているのに対し、本県は家庭系食品廃棄物発生量の方が多くなっています。

○　また、事業系食品廃棄物発生量を食品の利用主体別に見ると、全国・本県ともに食品製造業、外食産業、食品小売業、食品卸売業の順になっています。

食品廃棄物発生内訳（H30）



事業系食品廃棄物の内訳（H30）



本県：食品リサイクル法に基づく定期報告の結果（平成 30 年度実績）（農林水産省）、平成 29 年度食品循環資源の再生利用等実態調査（農林水産省）、令和元年度家庭系食品ロス実態調査ほか

全国：令和元年度食品循環資源の再生利用等実態調査（農林水産省）、令和２年度産業廃棄物の排出及び処理状況（環境省）、令和２年度食品循環資源の再生利用等の促進に関する実施状況調査等業務報告（環境省）、令和２年度一般廃棄物の排出及び処理状況（環境省）

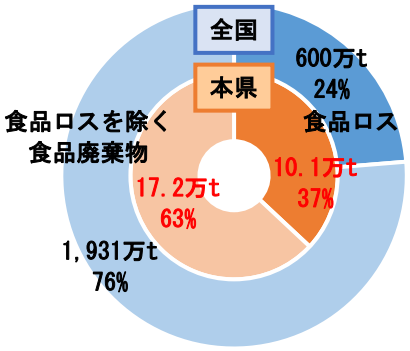
⑵　食品ロスの発生量及び食品廃棄物に占める食品ロスの割合

○　食品ロスは、全国で 600 万ｔ、本県では 10.1 万ｔ発生しています。

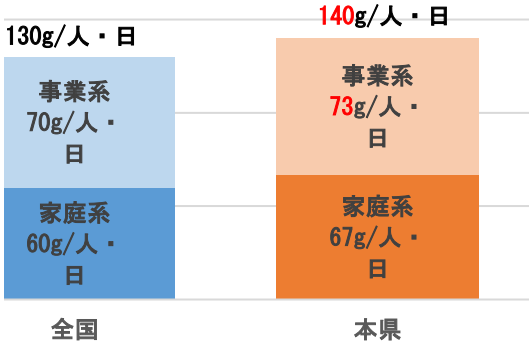
○　１人１日当たりの食品ロス排出量は、全国が 130g であるのに対し、本県は 140ｇとなっています。

○　また、食品廃棄物に占める食品ロスの割合は、本県は 37％であり、全国の 24％の約 1.5 倍となっています。

食品廃棄物に占める食品ロスの割合（H30）



１人１日当たりの食品ロス排出量（H30）



本県：食品リサイクル法に基づく定期報告の結果（平成 30 年度実績）（農林水産省）、平成 29 年度食品循環資源の再生利用等実態調査（農林水産省）、令和元年度家庭系食品ロス実態調査ほか

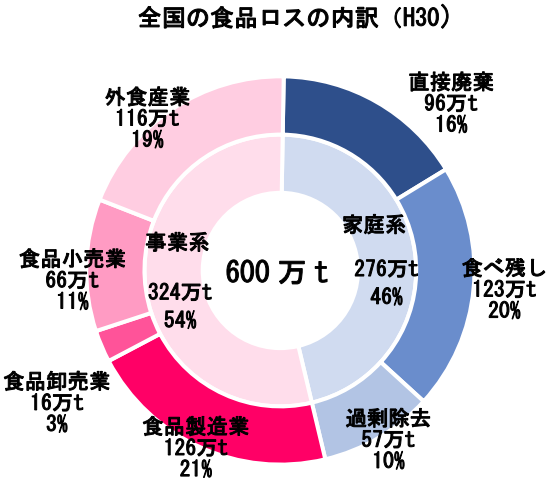
全国：令和元年度食品循環資源の再生利用等実態調査（農林水産省）、令和２年度産業廃棄物の排出及び処理状況（環境省）、令和２年度食品循環資源の再生利用等の促進に関する実施状況調査等業務報告（環境省）、令和２年度一般廃棄物の排出及び処理状況（環境省）

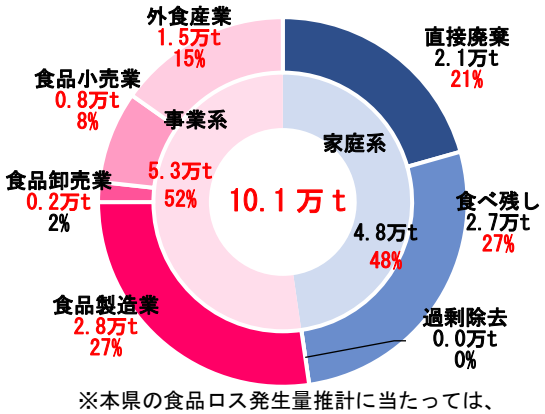
⑶　食品ロスの内訳

○　食品ロスの発生内訳について、全国・本県ともに事業系の割合が家庭系を上回っております。

○　家庭系食品ロスは、全国・本県ともに食べ残しに起因するものが最も多くなっています。

○　事業系食品ロスは、全国では食品製造業及び外食産業がほぼ同率で最も多くなっている一方、本県は食品製造業が過半数を占めています。





※本県の食品ロス発生量推計に当たっては、過剰除去を含めていない。

本県：食品リサイクル法に基づく定期報告の結果（平成 30 年度実績）（農林水産省）、平成 29 年度食品循環資源の再生利用等実態調査（農林水産省）、令和元年度家庭系食品ロス実態調査ほか

全国：令和元年度食品循環資源の再生利用等実態調査（農林水産省）、令和２年度産業廃棄物の排出及び処理状況（環境省）、令和２年度食品循環資源の再生利用等の促進に関する実施状況調査等業務報告（環境省）、令和２年度一般廃棄物の排出及び処理状況（環境省）

⑷　家庭系食品ロスの実態調査実施状況

○　令和 6（2024）年度までに家庭系食品ロスの実態調査を行った市町等は、25 市町のうち、10 市町でした。

⑸　本県における事業系食品ロス発生実態

○　食品ロスの発生内訳は、食品製造業では製造過程で発生する残渣や端材、食品卸売業では返品、食品小売業では売れ残り、外食産業では食べ残しや売れ残りが主な要因となっています。

○　また、実際の食品ロスの発生要因と、事業者が認識している食品ロスの発生要因については、食品製造業、食品小売業、外食産業は、食品ロス発生要因と一定程度一致しています。

○　一方で、食品卸売業においては、食品ロスの発生要因の大半を返品が占めているのに対し、事業者は売れ残りにより食品ロスが発生していると考えており、要因と認識が合致していない可能性があります。

業種	食品ロスの発生要因	事業者が認識している食品ロスの発生要因
食品製造業	○ 残渣、端材 73.8% ○ 製造不良 13.3% ○ 商品・料理の原材料 8.6% ○ 商品の売れ残り 3.5%	○ 日常的に発生する端材 60.0% ○ 人的な問題による製造不良 46.1% ○ 設備の問題による製造不良 39.4% ○ 配管付着物など設備から発生するもの 36.7%
食品卸売業	○ 返品 74.7% ○ 商品の原材料 12.0% ○ 商品の売れ残り 8.1% ○ 残渣、端材 3.3%	○ 売上見込み違いに起因する商品の売れ残り 38.0% ○ 納品期限を過ぎ返品された商品の廃棄 31.4% ○ 日常的に発生する端材 25.5% ○ 保管中の傷みや腐れのため廃棄した原材 24.8%
食品小売業	○ 商品の売れ残り 86.3% ○ 残渣、端材 7.7% ○ 商品・料理の原材料 3.6% ○ 製造不良・調理ミス 1.3% ○ 食べ残し 1.1%	○ 売上見込み違いに起因する商品の売れ残り 66.3% ○ 保管中の傷みや腐れのため廃棄した原材 36.9% ○ 日常的に発生する端材 35.8% ○ 見込生産のために生じる余剰在庫の廃棄 26.2%
外食産業	○ 食べ残し 35.2% ○ 商品の売れ残り、料理の作り置き品の売れ残り 33.2% ○ 商品・料理の原材料 16.3% ○ 残渣、端材 10.2% ○ 調理ミス 4.0%	○ 食べ残し 79.1% ○ 日常的に発生する端材 59.5% ○ 保管中の傷みや腐れのため廃棄した原材 56.4% ○ 原材料の使い残し 45.8% ○ 売上見込み違いに起因する商品の売れ残り、料理の作り置きの売れ残り 40.2%

※事業者が認識している食品ロスの発生要因は、回答が多かった上位４項目を記載。

令和２年度事業系食品ロス実態調査

3　食品ロスに関連する意識や状況

⑴　食品ロス問題の認知度と削減のための取組実施割合

○　食品ロス問題を認知した上で削減のための取組を行う人は、本県、全国ともに平成 30（2018）年度と比較して増加しています。

○　本県の令和６（2024）年度の割合は 88.2%であり、国が定める目標値を上回っています。

食品ロスの問題を認知して削減取組を行う人の割合



本県：平成 30 年度県政世論調査、令和８年度県政世論調査

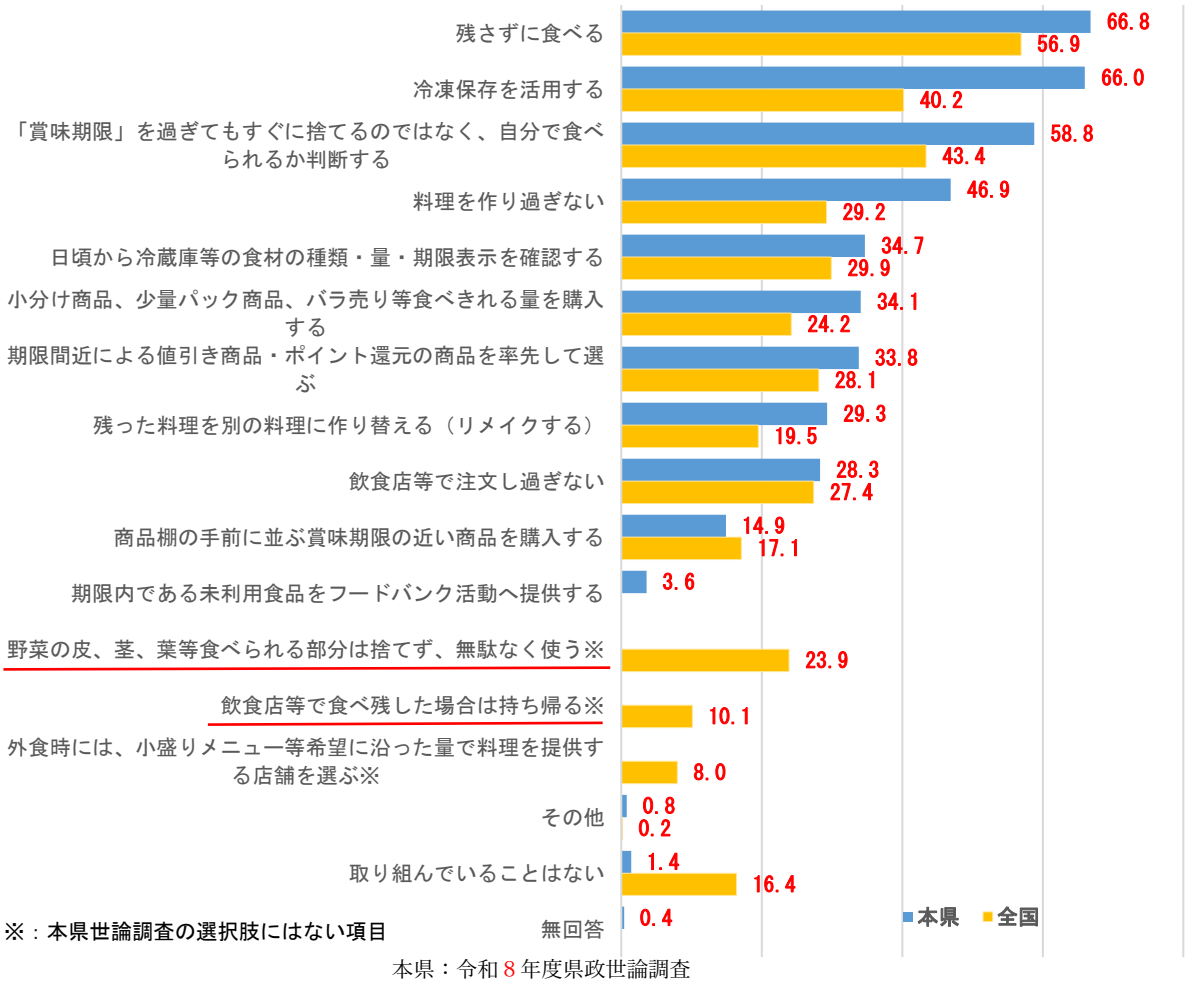
全国：平成 30 年度食品ロスの認知度と取組状況等に関する調査、令和８年度第２回消費生活意識調査（消費者庁）

⑵　食品ロス削減のための取組内容

○　食品ロス削減のために実施している取組については、本県は「商品棚の手前に並ぶ賞味期限の近い商品を購入する」のみ全国の実施割合より低くなっており、これ以外の取組については、全て全国を上回っています。

○　なお、実施率が高い３項目は、本県では順に、「残さずに食べる」、「冷凍保存を活用する」、「「賞味期限」を過ぎてもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する」となっています。全国は順に「残さずに食べる」、「「賞味期限」を過ぎてもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する」、「冷凍保存を活用する」となっています。

食品ロス削減のために実施している取組



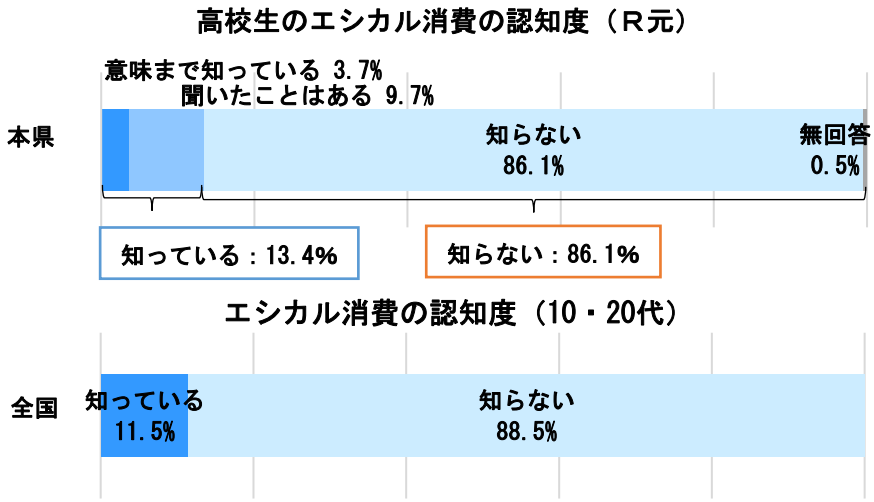
本県：令和８年度県政世論調査
全国：令和８年度第２回消費生活意識調査（消費者庁）

⑶　人や社会、環境等に配慮した消費に関する意識（エシカル消費）

○　エシカル消費とは、地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、環境等に配慮した消費行動のことを指します。

○　消費行動を通して社会課題の解決を目指すという姿勢や、消費による多方面への影響を包括的に捉えるという考え方は、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」のうち目標 12「持続可能な生産消費形態を確保する」に深い関係があることから、ＳＤＧｓの浸透を背景に、近年日本でも注目され始めています。

○　このようなエシカル消費の言葉の認知度は、本県、全国ともに１割強という割合にとどまっています。



本県：令和元年度若年者における消費者教育実態調査
全国：令和元年度エシカル消費に関する消費者意識調査（消費者庁）

⑷　フードバンクの実施状況

○　フードバンク活動は、食品関連事業者や農業者、家庭等から、まだ安全に食べることができる未利用食品等の寄附を受け、食料支援を必要とする方や、施設・団体等に無償で提供する取組です。

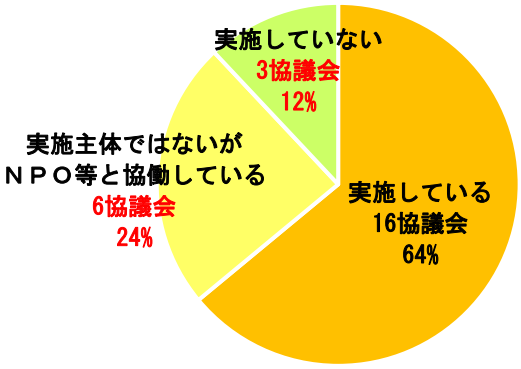
○　フードバンク活動は、未利用食品の有効活用による食品ロスの削減に加え、食料の入手に困難を抱える方への食品アクセスの確保にも寄与する取組です。

○　全国では平成 12（2000）年度頃から、フードバンク活動を行う団体が現れ始め、その数は増加しています。

○　県内では、22 の市町社会福祉協議会が、NPO 法人等との協働を含め、フードバンク等の食糧支援事業を行っています。

○　また、市町社会福祉協議会以外にも、NPO 法人や社会福祉法人等の複数の団体がフードバンク活動に取り組んでおり、企業、農業者、県民等から食品の寄附を受け、地域の支援団体等と連携しながら食品を必要とする方への支援につなげています。

フードバンク等の食料支援事業を実施する市町社会福祉協議会



令和７年度市町社会福祉協議会活動実態調査（(社福）栃木県社会福祉協議会）

4　食品ロス削減に向けた課題

課題１　食品ロス削減のための取組を行う県民の割合は、既に国が定める目標を達成しているものの、食品廃棄物に占める食品ロスの割合や、１人１日当たりの食品ロス排出量は全国と比べ高い水準にあります。

【家庭系食品ロス】

○　家庭から排出される食品ロスは、県内の食品ロス発生量の 48%を占め、発生要因の過半数は食べ残しとなっています。

○　一方で、削減のための取組として「商品棚の手前に並ぶ賞味期限の近い商品を購入する」の実践度が低くなっています。

○ このため、食品購入時の「てまえどり」の普及を重点的に進めていく必要があります。

○　また、エシカル消費の意味まで含めた知識をより一層普及し、主体的な消費行動の定着を図ることが重要です。

【事業系食品ロス】

○　事業者が排出する食品ロスは、県内の食品ロス発生量の 52%を占めています。

○　事業系食品ロスについては、食品製造業が大きな割合を占めており、重要な削減取組の対象と言えます。

○　食品製造業における食品ロスの発生要因は製造過程によるところが大きく、更なる歩留りの改善や、製造不良品の低減等の取組を強化していく必要があります。

○　食品製造業以外の業種では、より正確な需要予測による発注や、食べ残しを減らすことができるメニュー開発等の取組が必要と言えます。

○　また、食品ロス発生実態と事業者の認識とが乖離している業種もあります。

○　特に本県事業者の多数を占める中小企業では、食品ロスの発生実態の把握や削減に向けた取組の余地があると考えられ、そのような企業に向けた施策の展開が必要です。

【共通】

○　フードバンク活動団体をはじめ、行政、社会福祉協議会、食品関連事業者、農業者、こども食堂等の関係機関・団体が連携し、未利用食品や規格外品の有効活用を図るとともに、食料の入手に困難を抱える方への食品アクセスの確保につなげていく必要があります。

【総括】

○　食品ロスは、家庭及び事業者の両者から発生しています。

○　食品ロス削減のためには、多様な主体が、食品ロスの発生実態や温室効果ガス排出量等に及ぼす影響、削減の必要性に関する理解を深め、自身が排出する食品ロス量や自らに求められる役割を把握した上で、削減行動を起こすとともに、未利用食品や規格外品の活用を進める必要があります。

○　また、事業者は自らの食品ロスの削減取組等を発信し、消費者はそれを受け止め、食品ロスの削減に積極的な事業者を利用するという双方のやり取りの活性化が重要です。

課題２　食品ロス発生実態調査を行ったことがある市町は、令和６年度末時点で 40%にとどまります。

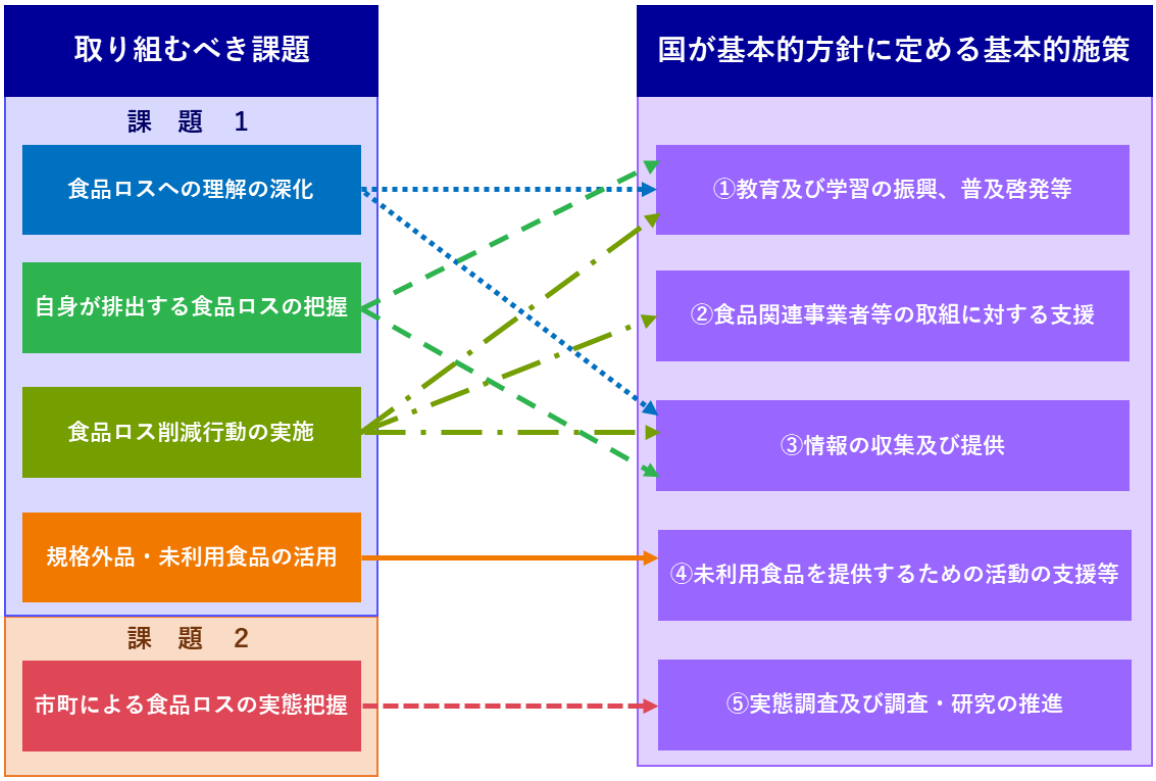
○　食品ロスの削減のためには、市町ごとに発生量や要因に応じた対策を体系的に整理した市町食品ロス削減推進計画を策定し、それに沿って取組を進めることが効果的です。

○　県内全体の食品ロス発生量を継続的に推計するとともに、実態調査を行う市町が増えるよう促す取組が求められます。

5　課題を踏まえた基本的施策

○　消費者や事業者の理解や気づきを促し、消費者、事業者、関係団体、行政等多様な主体が連携して食品ロスの削減に向けた行動を広めていくためには、国が策定した「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に定める基本的施策のうち、以下の５つについて推進する必要があります。

①　教育及び学習の振興、普及啓発等
②　食品関連事業者等の取組に対する支援
③　情報の収集及び提供
④　未利用食品を提供するための活動の支援等
⑤　実態調査及び調査・研究の推進



第４章　計画の理念と施策の方向性

１　基本理念

“多様な主体・関係者が食品ロスの実情や削減の効果・意義を理解し、
積極的な取組の実践と連携を通じて持続可能な社会の実現を目指す”

２　10 年後の将来像

○　県民１人１人に、食品ロス削減の必要性が浸透している。

○　多様な主体が食品ロス削減に取り組み、地域において食料資源が有効活用され、経済と環境の好循環が生まれている。

○　もったいないという意識が醸成され、生活困窮者への無理がなく効率的な支援スキームが構築されている。

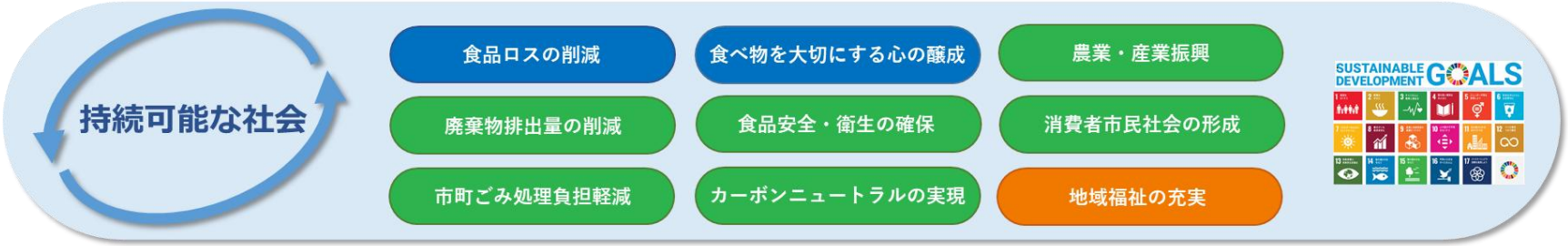
○　県内の食品ロスの実態がつぶさに把握されている。

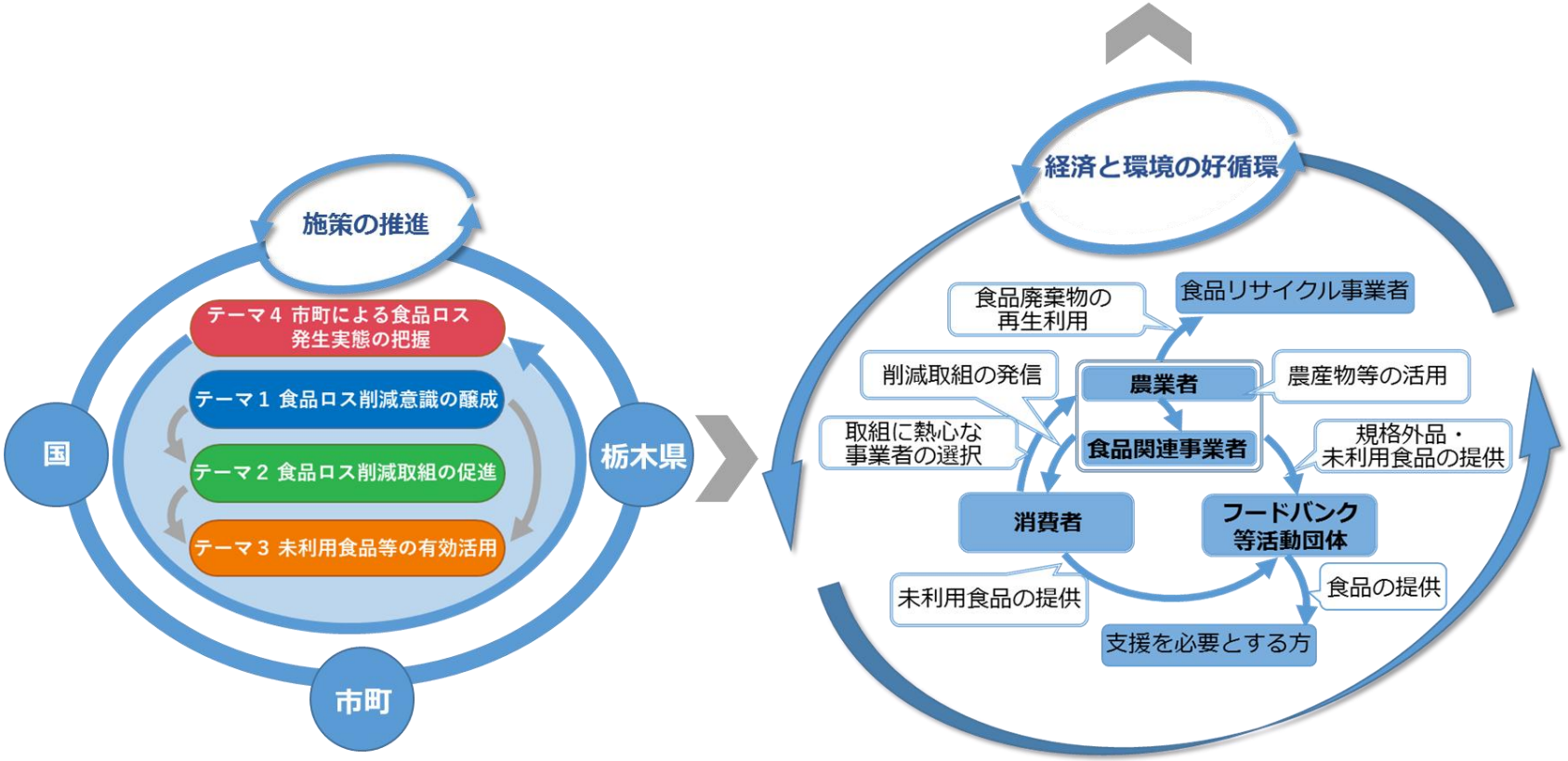
３　10 年後の将来像の実現に向けた施策の展開

○　10 年後の将来像の実現に向け、取り組むべき課題を踏まえた４つのテーマを設定し、各テーマに沿った施策を展開します。

○　なお、ＳＤＧｓの目標とターゲットは、互いに深い関連性があることから、食品ロスの削減を通じて、環境や経済、社会的な問題に対応することにより、持続可能な社会の形成を目指していきます。

取り組むべき課題	施策の方向性	テーマ
食品ロスへの理解の深化	・ＳＤＧｓに関する普及啓発や食育に関する取組と連携し、食品ロス削減の重要性の理解と関心の増進を図る。	テーマ１ 食品ロス削減意識の醸成
自身が排出する食品ロスの把握	・食品ロスが家計や事業経費、市町財政の負担となっていることへの理解を促進する。 ・食品ロスの焼却処理が、CO_2 排出量増加の要因であることへの理解を促進する。	テーマ２ 食品ロス削減取組の促進 １事業者による取組 ２消費者による取組
食品ロス削減行動の実施	・食品ロス削減のための取組事例の共有や食品衛生に関する周知等により、事業者取組を推進する。 ・エシカル消費や食品安全の啓発と連動し、消費行動とのつながりの意識を喚起し、消費者の取組を促進する。	
規格外品・未利用食品の活用	・フードバンク活動等への理解や活用の促進とともに、食べ物を必要とする方に対する支援を行う。	テーマ３ 未利用食品等の有効活用
市町による食品ロスの実態の把握	・継続的な食品ロス発生量の推計とともに、その内容や発生要因の分析を行う。	テーマ４ 市町による食品ロス発生実態の把握


持続可能な社会
食品ロスの削減
食べ物を大切にする心の醸成
農業・産業振興
廃棄物排出量の削減
食品安全・衛生の確保
消費者市民社会の形成
市町ごみ処理負担軽減
カーボンニュートラルの実現
地域福祉の充実
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS


施策の推進
テーマ４ 市町による食品ロス発生実態の把握
テーマ１ 食品ロス削減意識の醸成
テーマ２ 食品ロス削減取組の促進
テーマ３ 未利用食品等の有効活用
国
栃木県
市町
経済と環境の好循環
食品廃棄物の再生利用
食品リサイクル事業者
削減取組の発信
農業者
農産物等の活用
取組に熱心な事業者の選択
食品関連事業者
規格外品・未利用食品の提供
消費者
フードバンク等活動団体
未利用食品の提供
食品の提供
支援を必要とする方

第５章　具体的な施策

テーマ		施策	具体的な取組	所管部局・課
テーマ１ 食品ロス削減意識の醸成		施策１　食品ロスに関する理解促進	ＳＤＧｓと食品ロスに関する基本的な知識の普及	資源循環推進課 教育委員会事務局
		施策２　食べ物を大切にする機運の醸成	家庭・地域・学校と連携した食育や人材育成の充実	健康長寿推進課 農政課 健康体育課
テーマ２ 食品ロス削減取組の促進	１ 事業者による取組	施策１　食品関連事業者による食品ロス発生抑制の取組促進	食品ロス削減効果の理解促進	資源循環推進課 産業政策課
			食品ロス削減対策の普及	地域福祉課 健康長寿推進課 産業政策課 農政課 農村振興課
			”フードバレーとちぎ”の推進による食品ロス削減の取組支援	産業政策課 工業振興課 農政課
		施策２　食品廃棄物等の有効利用	食品廃棄物等の再生利用促進	医薬・生活衛生課 資源循環推進課 農村振興課
		施策３　食品等事業者による自主衛生管理等の促進	ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の定着促進	地域福祉課 医薬・生活衛生課
			適正な食品表示の促進	医薬・生活衛生課 農政課
	２ 消費者による取組	施策１　消費者教育の推進	持続可能な消費の理解促進	くらし安全安心課 高校教育課
		施策２　食品の安全性に関する理解促進	食品の安全性に関する知識習得への支援	医薬・生活衛生課
		施策３　消費者による食品ロス発生抑制の取組促進	市町によるごみ処理実情・実態調査結果の公表促進	資源循環推進課
テーマ３ 未利用食品等の有効活用		施策１　地域における包括的な支援体制の構築促進	生活困窮者が適切な支援機関につながる仕組みづくり	地域福祉課 資源循環推進課
		施策２　規格外品や未利用食品の有効活用の推進	多様な主体による食品提供の促進	地域福祉課 こども政策課 危機管理課
テーマ４ 市町による食品ロス発生実態の把握		施策１　食品ロスの実態把握の促進	市町の実態調査実施支援	資源循環推進課
		施策２　食品ロス削減対策の効果測定	継続的な県内食品ロス発生量の推計	資源循環推進課

テーマ１　食品ロス削減意識の醸成



○　県民１人１人が、社会を形成する一員として、ＳＤＧｓとして掲げられた食料の廃棄や損失の削減に関する目標達成に向けて、主体的に社会に参画する意識を持つことが重要です。

○　食生活が自然の恩恵や、生産・流通・消費に関わる多くの人々のつながりにより成り立っていることを実感し、食べ物を大切にする心を育てることで、食べ物を無駄にしない取組への理解を促進する必要があります。

施策１　食品ロスに関する理解促進

地域や学校においてＳＤＧｓや食品ロスの基本的な内容に関する普及啓発や学習活動を推進し、食品ロスについて考える機会を創出します。

[具体的な取組]

⑴　ＳＤＧｓと食品ロスに関する基本的な知識の普及

①　市町、関係機関と連携した、ホームページや啓発資材等によるＳＤＧｓと食品ロス削減に関する普及啓発

②　ＳＤＧｓを児童生徒が自らの問題と捉え、身近な課題の解決に向けた意識や主体的態度を育む学習活動の推進

施策２　食べ物を大切にする機運の醸成

食料生産から消費に至る関係者の交流を図る体験活動等により、食べ物に対する敬意や感謝の気持ちを育み、食品ロスを発生させない取組への理解を促進します。

また、食育や食品ロス削減に関する取組の充実に向け、関係者の資質向上や連携を図り、食育推進体制や人材の育成を強化します。

[具体的な取組]

⑴　家庭・地域・学校と連携した食育や人材育成の充実

①　市町、農林業団体、生産者等と連携した食に関する体験活動や講座、情報発信を通した食料の生産、加工、流通などに関する理解の促進

②　活動環境の整備や情報提供による食育ボランティアの確保と活動の活性化

③　学校給食を生きた教材として活用した取組事例等の提供による栄養教諭を中核とした食に関する指導の支援

④　栄養教諭、学校栄養職員、学校給食（食育）主任を対象とした研修会の実施や普及啓発

⑤　学校・家庭・地域連携による食育推進体制づくり

⑥　市町及び食育関係団体の連携強化による食育推進体制の支援や県民と協働した食育推進運動の展開

⑦　食品ロス削減や地産地消に関する知識を有する人材の育成

コラム１　食べ物を無駄にしないための理解促進

県では、食品ロスの削減に向けて、市町や関係団体等と連携した普及啓発を実施しています。

「とちキャラーズの３きり運動」は、家庭から発生する食品ロスを減らすため、料理はおいしく「食べきり」、食材を無駄なく「使いきり」、生ごみを捨てる際の「水きり」の「３きり」の取組を進める運動です。

「とちぎ食べきり 15 運動」は、食事会等の開始から 15 分と終わりの 15 分の間は、自分の席で料理をいただくよう呼びかけて、食べ残しを減らす運動です。

また、「mottECO（モッテコ）」は、外食時にやむを得ず食べきれなかった料理について、消費者の自己責任のもと持ち帰ることで、食品ロスの削減につなげる取組です。持ち帰りに当たっては、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン[9]」等を参考に、飲食店と消費者が食品衛生上の留意点を理解し、適切に取り組むことが求められます。

消費者が買い物や外食の際にこれらの取組を実施するだけでなく、事業者も、コース料理の内容や食事の提供量を工夫する（例：小盛りメニューの創設）ほか、小分け販売の商品を充実させるなど、お互いにできることから始めることが重要です。



「とちキャラーズの３きり運動」啓発ポスター



外食等での食べきりを促す卓上三角柱ポップ

mottECO　ロゴマーク

[9] 食べ残し持ち帰り促進ガイドライン：飲食店等の事業者や消費者が、安全かつ適切に食べ残しの持ち帰りを行うための基本的な考え方や留意事項等を示した国のガイドライン。

テーマ２　食品ロス削減取組の促進



○　事業者や消費者による食品ロス削減のための取組を促進するためには、県民１人１人が、食品ロスの削減による事業経費や生活費の節減等のメリットに気付くことが重要です。

○　社会経済情勢の変化に適応した持続可能な農業や産業の振興を図るためにも、食品ロスの削減取組を通じたフードマイレージの低減や、焼却処理で発生する CO_2 の削減によるカーボンニュートラルへの寄与を図っていく必要があります。

１　事業者による取組

施策１　食品関連事業者による食品ロス発生抑制の取組促進

食品ロスの削減が経費節減に直結することについて理解促進を図るとともに、有効な取組について広く展開し、食品関連事業者の経営力向上と食品ロスの排出抑制を促進します。

また、農業や食品製造業をはじめとする食に関連する産業の連携による地域経済の活性化や、これまで利用されてこなかった規格外農産物等の活用による農業者の生産意欲の向上を図り、地域ぐるみで食品ロス排出抑制の取組を促進します。

[具体的な取組]

⑴　食品ロス削減効果の理解促進

①　経営診断に基づき新技術や新たな工夫を取り入れたビジネスモデルの実証事業を通じた食品関連事業者の取組の促進

②　フードバレーとちぎ推進協議会等を通じた食品ロス削減による経営力向上等の理解促進

⑵　食品ロス削減対策の普及

①　とちぎ地域企業応援ネットワークを通じた食品ロス削減対策に関する周知

②　需要予測等、AI や IOT、ビッグデータ等を活用した経営に取り組む企業の支援

③　新たなビジネスモデルを実現した企業の取組の県内への波及

④　食品関連事業者等とフードバンク活動団体等とをつなげるモデル事例の構築と普及

⑤　食べきりを推進する事業者の支援

⑥　サーキュラーエコノミー（循環経済）に取り組む事業者の支援

⑶　”フードバレーとちぎ”の推進による食品ロス削減の取組支援

①　食をテーマとする業種を超えた企業間連携の促進による県産農産物等を生かした新商品・サービス等の創出支援

②　未利用食品の活用など持続可能な社会へ貢献する食品加工技術や商品開発の支援

施策２　食品廃棄物等の有効利用

食品ロス削減の取組を行っても発生する食品廃棄物については、再生利用を進め、資源循環に向けた取組を促進します。

[具体的な取組]

⑴　食品廃棄物等の再生利用促進

①　市町等に対する食品廃棄物等を堆肥や燃料等へ再利用を行う資源循環型社会に向けた取組への助言・指導や食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年 法律第 116 号））に基づく責務等の周知

②　食品廃棄物等のバイオマス利活用を軸とした地域循環型社会の形成を目指す「バイオマス産業都市構想」の策定等を通した市町の取組支援

③　食品等事業者に対する資源循環への取組に関する普及啓発及び理解促進

④　サーキュラーエコノミー（循環経済）の取組促進

施策３　食品等事業者による自主衛生管理等の促進

必要以上の原材料の仕入れや品質のばらつきの低減、歩留りの向上が図れるＨＡＣＣＰに沿った衛生管理手法による食品製造を促進するとともに、適正な賞味期限や消費期限設定等の食品表示に向けた支援を行い、食品の生産から販売の過程における食品ロスの削減を促進します。

[具体的な取組]

⑴　ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の定着促進

①　食品等事業者のＨＡＣＣＰに沿った自主衛生管理の定着促進

②　フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引きの周知

⑵　適正な食品表示の促進

①　食品衛生責任者や食品関連事業者等を対象にした衛生管理や食品表示に関する講習会の実施

②　関係団体と連携した県産品の適正な食品表示の定着促進

2　消費者による取組

施策１　消費者教育の推進

消費者市民社会の形成に向けて、消費が環境や社会経済に与える影響を理解し、自ら判断し選択する能力の定着を図ることで、人や環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」を行うよう促します。

[具体的な取組]

⑴　持続可能な消費の理解促進

①　持続可能な社会を目指し、主体的に行動できる消費者教育の充実

②　身近な地域において消費者教育・啓発を行うことができる人材を育成するための講座の実施

③　学校における消費者教育やエシカル消費に関するリーフレット等の配布による普及啓発の実施

施策２　食品の安全性に関する理解促進

賞味期限や消費期限をはじめとする食品表示の意味等、食の安全に関する知識を普及し、消費者による安全な食品の選択と食品ロスの削減の両立を目指します。

[具体的な取組]

⑴　食品の安全性に関する知識習得の支援

①　小中学生を対象とした食品安全教室等の実施

②　調理師養成施設や農業高校等の生徒を対象とした食品の安全性に関する講義の実施

③　県政出前講座等における県民を対象とした食品の安全性に関する講義の実施

施策３　消費者による食品ロス発生抑制の取組促進

食品ロスの処理に係る市町の財政的負担や家計の負担について見える化を進め、消費者による食品ロス発生抑制の取組を促進します。

[具体的な取組]

⑴　市町によるごみ処理の実態調査結果の公表促進

①　ごみ処理費用・燃料消費量の定例的な公表の促進

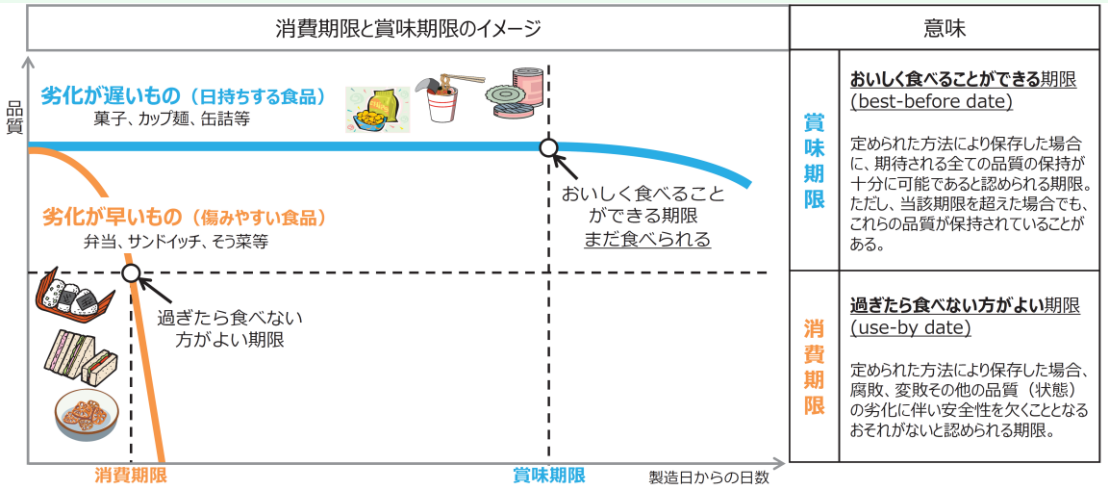
②　食品ロス発生実態調査を活用した直接廃棄された食品の購入費の公表の促進

コラム２　賞味期限と消費期限・ローリングストック法

賞味期限は「おいしく食べられる期限」として、比較的日持ちがする食品に表示されており、期限を過ぎたらすぐに食べられなくなるというものではありません。一方、消費期限は、傷みやすい食品に表示されている「過ぎたら食べない方がよい期限」です。食品表示の意味を正しく知って食生活を送ることは、「エシカル消費」とも関係する取組であり、食品ロス削減につながります。

食品の利用方法や予定に応じて、商品棚の手前に並んでいることが多い、比較的賞味期限が短い商品から購入する「てまえどり」を実践することにより、期限切れによる食品の廃棄を減らすことができます。

また、家庭で食品を備蓄する際には、普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足す「ローリングストック法」も有効です。備蓄食品を日常生活の中で無理なく循環させることで、災害時の備えになるとともに、期限切れによる食品ロスの削減にもつながります。



出典：食品ロス削減関係参考資料（令和３年８月 26 日版）（消費者庁）





「すぐたべくん※」商品棚用ポップ

※　消費者に対し、すぐに食べる商品は陳列順に購入するという消費行動を訴えかけるキャラクター

テーマ３　未利用食品等の有効活用



○　高齢化や人口減少が進み、地域や家庭、職場等の暮らしにおける結びつきが弱まる中、社会保障や産業等の領域を越えてつながり、地域社会全体を支えていくために、支え合いの基盤を構築していくことが重要です。

○　フードバンク活動は、未利用食品等の有効活用による食品ロスの削減と、食料の入手に困難を抱える方への食品アクセスの確保をつなぐ取組です。

○　地域において食品を必要な方へ安全かつ確実に届けるためには、食品を提供する企業等、食品を受け入れ管理・提供するフードバンク活動団体、最終受益者に食品を届けるこども食堂やフードパントリー等、支援対象者を把握し必要な支援につなぐ団体（行政、社会福祉協議会、学校、支援機関等）が、それぞれの役割を果たしながら連携していくことが重要です。

施策１　地域における包括的な支援体制の構築促進

生活に困難を抱える個人や世帯への食品アクセスを確保し、必要に応じて適切な相談・支援につなげるため、フードバンク活動団体、行政、社会福祉協議会、こども食堂等の関係機関・団体の連携を促進します。

[具体的な取組]

⑴　生活困窮者が適切な支援機関につながる仕組みづくり

①　社会福祉法人の地域における「公益的な取組」の一環としてのフードバンク活動の普及・啓発

②　継続的なフードドライブ[10]の実施等による未利用食品の確保及び生活困窮者等に対する支援の充実

③　市町における庁内関係各課との連携促進並びにフードバンク活動団体、社会福祉協議会、こども食堂その他の支援機関等とのネットワークづくり

施策２　規格外品や未利用食品の有効活用の推進

事業者や消費者による規格外品や未利用食品の有効活用を促進し、地域における支え合い活動を促進します。

[具体的な取組]

⑴　多様な主体による食品提供の促進

①　フードバンクやフードドライブの普及啓発による規格外品や未利用食品の有効活用の促進

②　食品関連企業の未利用食品や庁内の災害用備蓄食品等のフードバンク活動団体やこども食堂等への提供促進

③　フードバンク活動団体等の基盤強化に向けた支援

④　食品を提供する企業・農業者等とフードバンク活動団体との連携促進

[10] 主に家庭で余っている食べ物を持ち寄り集めて、フードバンクや福祉施設に寄付する活動

コラム３　フードバンク活動

家庭や企業、農業者等から、まだ安全に食べることができる未利用食品等の寄附を受け、必要とする施設・団体等へ提供するフードバンク活動は、食品ロスの削減と、食料の入手に困難を抱える方への食品アクセスの確保をつなぐ取組です。

県内では、NPO 法人や社会福祉法人、社会福祉協議会等がフードバンク活動に取り組んでおり、食品の受入れ、保管、在庫管理、配送等を通じて、地域の食料支援を支えています。

食品を安全かつ確実に必要な方へ届けるためには、「食品寄附ガイドライン」[11]等を参考に、食品を提供する企業等、フードバンク活動団体、こども食堂やフードパントリー等の直接支援団体、行政、社会福祉協議会その他の支援機関等が、それぞれの役割を果たしながら連携することが重要です。

食品ロス削減に当たっては、まず食品ロスを発生させない「発生抑制」に取り組み、その上で、なお発生する未利用食品について、フードバンクやフードドライブ等を通じて有効活用していくことが重要です。



フードバンクのイメージ



県職員を対象として実施した「県庁フードドライブ」で提供された食品

[11] 食品寄附ガイドライン：食品寄附に関わる事業者やフードバンク活動団体等が、安全かつ適切に食品を取り扱うための基本的な考え方や留意事項等を示した国のガイドライン

テーマ４　市町による食品ロス発生実態の把握

○　食品ロス削減に向けて、市町がそれぞれの食品ロス量を把握し、発生の地域特性に応じた施策を展開することが求められます。

○　また、実効性のある施策を実行するためには、施策の効果を検証し、改善を行うことが必要です。

施策１　食品ロスの実態把握の促進

地域の特性に応じた食品ロス発生抑制に向けた施策の実施のため、市町による食品ロス発生実態把握の支援を行います。

[具体的な取組]

⑴　市町の実態調査実施支援

①　栃木県家庭系食品ロス削減等対策検討マニュアルの普及等による市町による食品ロスの実態把握の促進

施策２　食品ロス削減対策の効果測定

食品ロス削減のために実施する施策の効果を確認し、より効果的な削減対策の検討材料とするため、県内食品ロス発生量の推計と要因の分析を行います。

[具体的な取組]

⑴　継続的な県内食品ロス発生量の推計

①　市町等の実態調査結果による食品ロス発生量推計による施策効果の測定

②　定期的な事業系食品ロスの発生量推計

コラム４　家庭系食品ロスの実態調査

家庭系食品ロスの発生実態を把握するとともに、調査の方法や結果の活用に関するモデルを市町に示すため、令和元年度に実態調査を実施しました。

このような実態調査を行うことで、ほかの地域と比べて食品ロスの量は多いのか、どのような要因で食品ロスが発生しているのか等の傾向を明らかにすることができ、有効な対策の実施につなげることができると考えられます。



家庭系食品ロス実態調査で採取した手つかずのまま廃棄された食品

6章　計画の推進

1　推進体制

この計画に基づく施策を着実に推進するため、庁内に設置する「栃木県食品ロス削減推進検討会」において、関係課との情報交換や施策の検討を行うとともに、進行管理を行います。

2　計画の進行管理

○　食品ロスの排出状況等を定期的に把握するとともに、次の評価指標を用いて、施策の効果を継続的に検証することとします。

○　また、その結果を踏まえ、必要に応じ、目標や施策の見直し等を行うこととします。

⑴　食品ロスの削減目標

本県では、令和 12（2030）年度までに、平成 30（2018）年度比で 20%の削減を目指し、食品ロス削減に取り組んできました。

【基準値（H30 年度)】10.1 万ｔ[12]　→　【目標値（R12 年度)】8.1 万ｔ（▲2.0 万ｔ）

※【現状値（R６年度）】7.2 万ｔ（▲2.9 万ｔ）

令和６（2024）年度時点の食品ロス量は、平成 30（2018）年度比で 29%削減されており、当初目標の 20%削減を上回って達成しています。

これらの状況を鑑み、本県の新たな目標値は、全国の食品ロスの削減傾向を踏まえ、令和 12（2030）年度までに、平成 30（2018）年度比で 35%の削減を目指すこととします。

新たな目標

【基準値（H30 年度)】10.1 万ｔ　→　【目標値（R12 年度)】6.6 万ｔ（▲3.5 万ｔ）

なお、この目標の達成により、食品ロスを焼却処理することで発生する温室効果ガスの排出量が平成 30（2018）年度比で年間約 1,025ｔ削減されます。



[12] 計画策定時には、大規模な実態調査を行い、基準値（平成 30（2018）年度）を 12.4 万ｔと推計しましたが、継続的な推計を行うため、公表されている統計等を活用した新たな推計方法を採用することとしました。新たな推計方法では基準値（平成 30（2018）年度）は 10.1 万ｔとなります。

⑵　その他の目標値

テーマ	指標	基準値	目標値	備考
テーマ１ 食品ロス削減意識の醸成	食品ロスの問題を認知し削減に取り組む県民の割合	84.9% （R2（2020））	100% （R12（2030））	
	「総合的な探究の時間」を通じて、様々な社会課題を自分のこととして捉え、社会参画しようとする等、主体的に協力して活動する力が身に付いた高等学校の生徒の割合	―	85% （R12（2030））	とちぎ教育ビジョン（2026-2030）に整合
	農業体験を複数回したことがある県民の割合	63.1% （R7（2025））	70% （R12（2030））	第５期栃木県食育推進計画に整合
テーマ２ 食品ロス削減取組の促進	一般廃棄物処理費用を公表する市町数	–	25 市町 （R12（2030））	
	小規模事業者のＨＡＣＣＰの取組具合の確認（５項目）	–	４項目以上 （R7（2025））	とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する計画（４期計画）に整合
	県内小中学校を対象とした食の安全に関する講習会の実施市町数 （宇都宮市を除く 24 市町を５年で一巡する。）	11 市町 （R6（2024））	５市町以上/年 （R12（2030））	とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する計画（５期計画）に整合
	食環境づくりに取り組む事業所の数	０事業所 （R6（2024））	80 事業所 （R14（2032））	栃木県健康増進計画（３期計画）に整合
テーマ３ 未利用食品等の有効活用	フードバンク等食糧支援事業を実施する市町社会福祉協議会	21 協議会 （R 元（2019））	25 協議会 （R7（2025））	ＮＰＯ等と協働して実施するものを含む
	企業・農業者等からの未利用食品・規格外品の受入体制を構築しているフードバンク活動団体の割合	25% （R7（2025））	100% （R12（2030））	
テーマ４ 市町による食品ロス発生実態の把握	食品ロス発生量の実態調査を実施した市町数	４市町 （R２（2020））	25 市町 （R12（2030））	

資　料　編

○　栃木県食品ロス削減推進計画策定懇談会委員

役職等	氏名	備考
国立大学法人宇都宮大学　農学部農業経済学科　教授	西山　未真	座長
栃木県生活協同組合連合会　専務理事	中田　和良	
株式会社 bis　代表取締役	越石　直子	
一般社団法人栃木県食品産業協会　事務局長	髙岩　和夫	
株式会社かましん　相談役	若井　勲	
公益社団法人栃木県食品衛生協会　専務理事兼事務局長	髙橋　正典	
栃木県農業協同組合中央会　総務企画部次長	天川　賢治	
栃木県学校栄養士会　会長	久保　光子	
特定非営利活動法人フードバンクうつのみや　理事長	徳山　篤	
社会福祉法人栃木県社会福祉協議会　副会長	磯野　里子	
栃木市　生活環境部長	瀬下　昌宏	
茂木町　住民課長	小森　英樹	

○　栃木県食品ロス削減推進計画改定懇談会委員

役職等	氏名	備考
国立大学法人宇都宮大学　農学部エコロジカル社会経済学科　教授	西山　未真	座長
栃木県生活協同組合連合会　専務理事	赤羽　実	
株式会社 bis　代表取締役	越石　直子	
一般社団法人栃木県食品産業協会　事務局長	星野　章夫	
斎藤商事株式会社　御菓子司　桝金 専務取締役	齋藤　高宏	
公益社団法人栃木県食品衛生協会　専務理事兼事務局長	小林　由典	
栃木県農業協同組合中央会　総務企画部　部長	高橋　久夫	
栃木県学校栄養士会　会長	福田　晃子	
特定非営利活動法人フードバンクうつのみや　事務局長	牧岡　健	
社会福祉法人栃木県社会福祉協議会　常務理事	伊澤　純一	
佐野市　農林環境部環境政策課　課長	兵藤　辰哉	
野木町　生活環境課　課長	小林　仁	

○食品廃棄物及び食品ロス発生量の推計方法

⑴　家庭系

栃木県全体の家庭系食品廃棄物と食品ロスの年間発生量は、次のＡ、Ｂにより求められた量を合計して推計しています。

Ａ　家庭系食品ロスの実態調査を実施済の市町

①　調査対象地域のごみステーションに出された可燃ごみを開封し、可燃ごみ収集量に占める食品廃棄物の割合と、発生要因別（食べ残し、直接廃棄、過剰除去）の食品ロスの割合を算出する。

②　①で求められた食品廃棄物の割合を生活系可燃ごみの年間収集量に乗じて、年間の食品廃棄物の発生量を算出する。

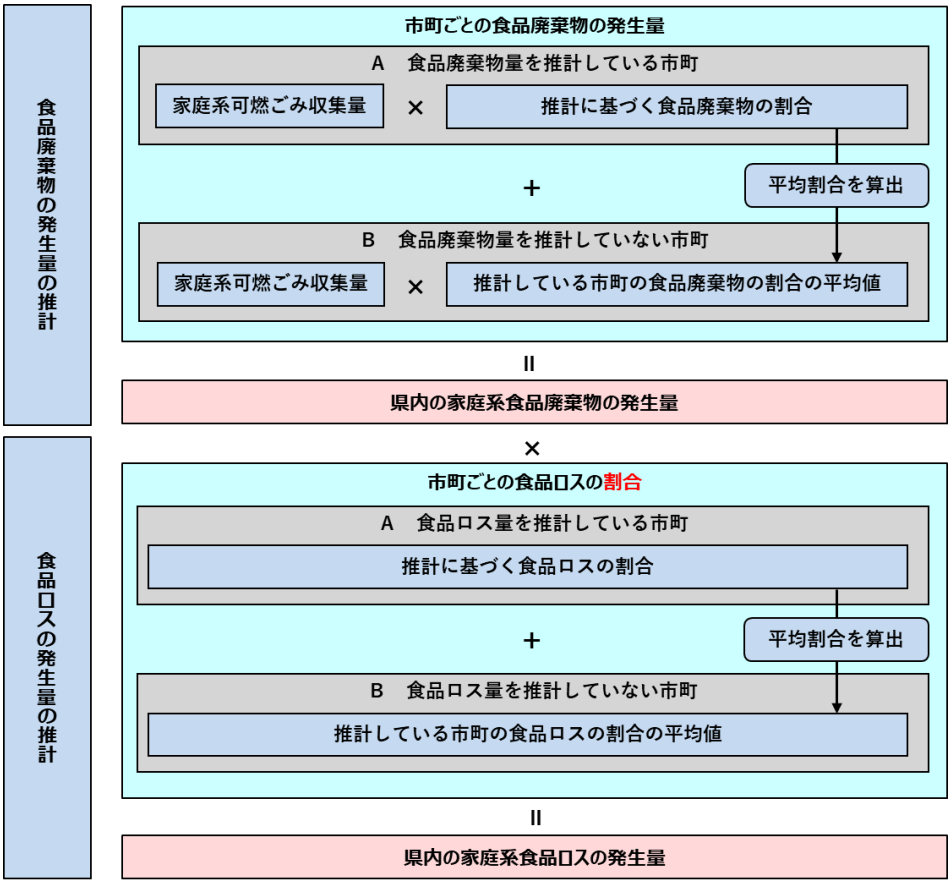
③　①で求められた食品ロスの割合を、②で求められた食品廃棄物の発生量に乗じて、年間の食品ロス発生量を算出する。

Ｂ　家庭系食品ロス実態調査を実施していない市町

①　Ａ①で算出された各市町の食品廃棄物と食品ロスの割合を平均する。

②　①で求められた食品廃棄物の割合を生活系可燃ごみの年間収集量に乗じて、年間の食品廃棄物の発生量を算出する。

③　①で求められた食品ロスの割合を、②で求められた食品廃棄物の発生量に乗じて、年間の食品ロス発生量を算出する。



⑵　事業系

栃木県全体の事業系食品廃棄物と食品ロスの年間発生量は、次のA、Bにより求められた量を合計して推計しています。

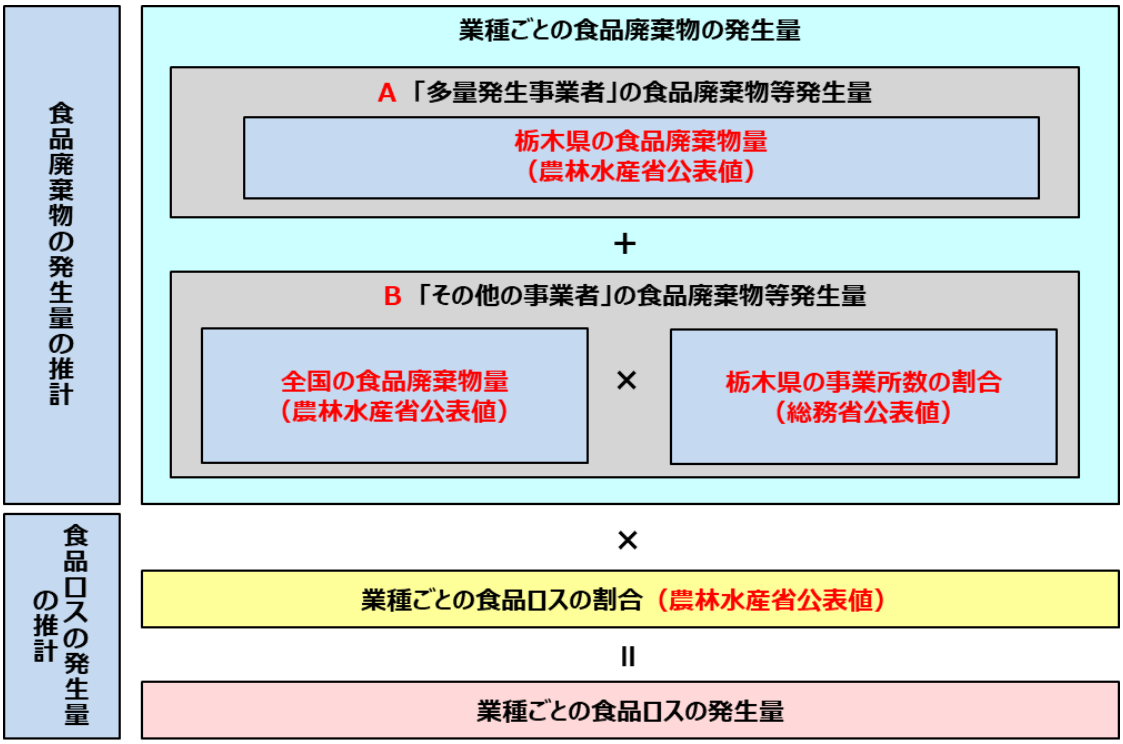
A　多量発生事業者（食品廃棄物等の前年度の発生量が 100ｔ以上の食品関連事業者）

①　業種ごとの食品廃棄物発生量に業種ごとの食品ロスの割合を乗じて、食品ロスの年間発生量を算出する。

B　A以外のその他の事業者

①　業種ごとの全国の食品廃棄物量に栃木県の事業所の割合を乗じて、本県の食品廃棄物発生量を算出する。

②　①で求めた食品廃棄物量に業種ごとの食品ロスの割合を乗じて、食品ロスの年間発生量を算出する。



栃木県食品ロス削減推進計画

令和３（2021）年 10 月（令和９（2027）年２月改定）
編集・発行　栃木県
環境森林部資源循環推進課
〒320－8501　宇都宮市塙田１－１－２０
ＴＥＬ　028－623－3107
ＦＡＸ　028－623－3113